

## ○ 外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査

### ○ 国内在住の日本人が外国年金を受給継続する際に必要な生存証明手続について、受給者や市区町村の負担軽減につながる方策を検討

- 日本人が外国で就労する場合、国によっては、その国の公的年金への加入義務があり、要件を満たせば受給資格を取得。外国年金を受給している国内在住の日本人は、定期的に外国年金運営機関から求められる生存証明手続を行うことが必要
- 生存証明手続は、生存証明書に住民票等を添付して提出、市区町村長が署名した生存証明書の提出、駐日大使館等による認証を受けた生存証明書の提出など国により区々。また、市区町村の中には外国語表記の生存証明書は署名しないところもあり
- 外国年金受給者から生存証明手続に苦慮しているとの行政相談もあり、今後、海外派遣等により外国で就労する日本人が増加して、外国年金受給者の増加が見込まれる中、生存証明手続を円滑に行うことができるようにしていくことが課題

#### 主要調査事項

- 外国年金ごとの生存証明の方法等
- 市区町村における生存証明の取扱いの状況等
- 関係省庁等における生存証明手続に関する情報の周知状況等

#### 主要調査対象

##### 調査対象機関

総務省、法務省、外務省、厚生労働省

##### 関連調査等対象機関

日本年金機構、市区町村、関係団体等

※ 外国年金運営機関からも生存証明手続等を把握予定

#### 調査実施期間

令和6年6月～11月（予定）